

働くあなたに大きな安心！ 労働保険事務組合がサポートします！

労働保険の事務手続きには、保険料の申告納税手続きや雇用保険の被保険者に関する手続き等いろいろな事務があり、事業主の中にはその事務手続きが不慣れのため、わずらわしく負担となっている場合が少なくありません。

そこで、事業主が行わなければならないこれらの事務処理を労働大臣より認可を受けている労働保険事務組合が各事業主に代わって手続き致します。

● 委託できる事務の範囲

- ①労働保険料の申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険の適用徴収にかかる申請、届出、報告等に関する事務

※尚、労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求などの事務は、労働保険事務組合が行うことの出来る事務から除かれています。

● 委託すると次のような利点があります

- ★一括して事務処理を行うので
各事業主の事務処理が軽減されます。
- ★労災保険に加入することができない
代表者及び家族従事者も労災保険に特別加入できます。
- ★年1回払いが原則である保険料を金額に関係なく
「年3回」に分けて納付することができます。

事務手数料は格安で、会員の大きな特典としてご利用いただける金額です。手数料内訳／個人・法人とも1事業所 年間事務手数料 21,600円(従業員 5名以下)